

# **米原市介護保険住宅改修 の手引き**

**令和5年4月**

**米原市くらし支援部高齢福祉課**

内容	ページ
<b>1 介護保険における住宅改修費支給制度について</b>	P1
<b>2 支給対象者および支給限度基準額</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 支給対象者</li> <li>2) 支給限度基準額</li> <li>3) 支給限度基準額の例外（3段階リセットの例外） <ol style="list-style-type: none"> <li>①要介護状態が著しく重くなった場合</li> <li>②転居した場合</li> </ol> </li> </ol>	P1-P2
<b>3 支給対象となる住宅改修の種類・内容</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 手すりの取付け</li> <li>2) 段差の解消</li> <li>3) 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更</li> <li>4) 引き戸等への扉の取替え</li> <li>5) 洋式便器等への便器の取替え</li> <li>6) ユニットバス工事</li> <li>7) その他</li> </ol>	P2-P6
<b>4 申請における注意事項</b> <p>【申請】住宅改修着工前</p> <p>【着工後申請】住宅改修着工後・工事費支払い後</p> <p>【変更申請】事前申請承認後、工事内容に大幅な変更がある場合</p>	P7-P9
<b>5 住宅改修 Q&amp;A</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 手すりの取付け</li> <li>2) 段差の解消</li> <li>3) 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更</li> <li>4) 引き戸等への扉の取替え</li> <li>5) 洋式便器等への便器の取替え</li> <li>6) ユニットバス工事</li> </ol>	P10-P14

# **1 介護保険における住宅改修費支給制度について**

要介護（支援）の認定を受けている方が、できるだけ自宅で自立した生活をするために必要な住宅改修にかかる費用の一部が支給される制度です。

住宅改修は、手すりの取付けや段差解消等の資産形成につながらない比較的小規模なものが対象です（住宅の新築、増築は対象外）。被保険者の心身の状況および日常生活上の動線、家屋構造、福祉用具の導入状況、家族構成、改修予算等を総合的に勘案する必要があります。

住宅改修を行う際は、まず担当のケアマネジャーにご相談ください。担当ケアマネジャーがいない場合については、各地域包括支援センターへご相談ください。

## **【問い合わせ先】**

### **<介護保険の住宅改修申請・手続き>**

米原市役所 暮らし支援部高齢福祉課（本庁舎 1 階）

電話 53-5122 FAX 53-5119

### **<各地域包括支援センター> ※担当ケアマネジャーがいない場合の連絡先**

（米原近江地域にお住まいの方）

米原近江地域包括支援センター（米原市地域包括医療福祉センター「ふくしあ内」）

電話 51-9014 FAX 51-9028

（山東伊吹地域にお住まいの方）

山東伊吹地域包括支援センター（米原市役所山東支所内）

電話 55-8100 FAX55-8130

# **2 支給対象者および支給限度基準額**

## **1) 支給対象者**

次の要件を全て満たし、住宅改修を実施した場合に対象となります。

- ・被保険者が要介護（支援）認定を受けていること
- ・被保険者が在宅で生活していること（入院・入所・外泊および一時的に帰宅するための改修は対象外。ただし、退院、退所予定日が決まっていれば事前申請は可能）
- ・住民票上の住所地の改修であること
- ・事前承認を受けた住宅改修であること（事前申請の承認を受けないまま着工された場合は対象外）

## **2) 支給限度基準額**

要介護状態区分に関わらず、支給限度基準額は 20 万円です。給付対象となる住宅改修にかかった実際の費用のうち、1 割、2 割または 3 割の自己負担分を除いた額を給付します。支給限度基準額の範囲内であれば、複数回に分けて利用できます。

例) 10万円の給付対象となる住宅改修をした場合（負担割合が1割の場合）

介護保険給付：10万円×0.9＝9万円

自己負担：10万円×0.1＝1万円

※負担割合は領収書記載日時点で決まります。

住宅改修事業者が領収する時期が遅れる等により、負担割合が変更になった場合は、変更前の負担割合を適用します。

**3) 支給限度基準額の例外（3段階リセットの例外）**

**① 要介護状態が著しく重くなった場合**

初めて住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して、要介護状態区分が3段階以上上がった場合、再度、支給限度基準額は20万円になります。

※この取り扱いは一回に限られます。

初回の住宅改修（着工日）の区分	リセット対象となる区分
要支援1・経過的要介護	要介護3～5
要支援2・要介護1	要介護4・5
要介護2	要介護5
要介護3～5	適用なし

**② 転居した場合**

転居した場合は、支給限度基準額がリセットされるため、転居後の住宅について20万円まで支給が認められます。ただし、以前に住宅改修を行った住宅に再び転居した場合は、当該住宅に係る支給状況が復活します。

※詳しくは高齢福祉課までご相談ください。

**3 支給対象となる住宅改修の種類・内容**

住宅改修費の対象となる住宅改修の種類と内容は以下のとおりです。

給付対象工事であるか判断が難しい場合は、利用者の身体状況や家屋構造等により個別に判断する必要があるため、事前に高齢福祉課までご相談ください。

**1) 手すりの取付け**

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移乗動作の補助を目的として取り付ける改修

支給対象
・居間、廊下、浴室、玄関等に取り付けるもの ・敷地内の手すり（玄関ポーチや門扉までの通路等） ・階段の手すり（1階での生活動作について検討した上で、2階に上がる必要性がある場合）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの付替え・移設（身体状況の変化がある場合）</li> <li>・固定されている家具への手すりの取付け（手すりの安全性を確認できること）</li> </ul>
<b>付帯工事</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの取付けのための壁の下地補強</li> </ul>

<b>支給対象外</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化による取替え</li> <li>・敷地外の手すり</li> <li>・転倒防止の柵の用途を兼ねたもの（通路が狭い等やむを得ない理由がある場合は個別に判断します）</li> <li>・日常生活で利用しない趣味の部屋等への取付け</li> <li>・取付け工事で固定しない手すり（固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象）</li> <li>・集合住宅等の共用部分の手すり（貸主の承諾があり、動線上であれば可）</li> </ul>

## 2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差または傾斜を解消する改修

<b>支給対象</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各居室等の敷居を低く（撤去）する工事</li> <li>・スロープや踏み台を固定して設置する工事</li> <li>・浴室の洗い場のかさ上げ工事</li> <li>・敷石をコンクリートスロープにする工事</li> <li>・階段の勾配を緩やかにする工事</li> <li>・通路等の傾斜を解消する工事</li> <li>・浴槽をまたぎやすい浅いものに取り替える工事</li> </ul>
<b>付帯工事</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴室の床段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事</li> <li>・スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置</li> <li>・敷居撤去に伴い、扉に隙間ができた際に、木材等で継ぎ足す工事</li> <li>・スロープ設置等に伴う床の解体・撤去費</li> </ul>

<b>支給対象外</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・昇降機やリフト、段差解消機等を設置する工事</li> <li>・スロープや踏み台等を固定せずに置くだけの工事</li> <li>・浴槽の取替え（ユニットバス化等）に伴う壁、天井、電気設備工事や給排水工事のうち、段差解</li> </ul>

消以外のもの

- ・転落防止柵の設置単独の工事（付帯工事でのみ認められます）
- ・ウッドデッキやテラスを作成する工事

スロープの場合、1.8m幅を超える場合、超えた分は支給対象外です。しかし、本人の身体状況や家屋構造等特別な事情により 1.8m幅以上のスロープ設置が必要な場合は、事前に高齢福祉課までご相談ください。

参考）1.8m幅は、車いす同士がすれ違える・車いすが回転しやすい寸法

### 3) 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室では畳から板製床材やビニール製床材等へ変更、浴室では床材の滑りにくいものへ変更、通路面では滑りにくい舗装材へ変更する改修

#### 支給対象

- ・畳から板製床材やビニール製床材への変更
- ・浴室の床材を滑りにくい床材に変更
- ・屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更
- ・畳から畳への変更（転倒時の衝撃緩和機能が付加されたもの等）
- ・階段への滑り止めの取付け（接着剤、両面テープでの固定が必要）

#### 付帯工事

- ・床材の変更のための下地の補強や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備

#### 支給対象外

- ・老朽化による床材の張り替え
- ・滑り止めマットや素材を置くだけ（固定され、安全性を確認できる場合は可）
- ・天井のクロス張り替え
- ・断熱材の取付け

通路の床材変更の場合、1.8m幅を超える場合、超えた分は支給対象外です。しかし、本人の身体状況や家屋構造等特別な事情により 1.8m幅以上のスロープ設置が必要な場合は、事前に高齢福祉課までご相談ください。

参考）1.8m幅は、車いす同士がすれ違える・車いすが回転しやすい寸法

### 4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等へ取り替えるなど、扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車を設置する改修

#### 支給対象

- ・開き戸から引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等への取替え
- ・ドアノブの変更（レバーハンドル等への変更）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・扉の吊り元変更（開く向きの変更）</li> <li>・扉の撤去</li> </ul>
<b>付帯工事</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事</li> </ul>

<b>支給対象外</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動ドアに取り替えた場合の動力相当部分の費用</li> <li>・劣化によるレールや戸車の取替え</li> <li>・壁のみの撤去や雨戸の取替え</li> <li>・網戸の取付け</li> <li>・増改築に伴う扉の交換</li> <li>・敷居撤去に伴う扉の交換</li> </ul>

### 5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への変更等、工事を伴う便器の取替えを行う改修

<b>支給対象</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・和式便器から洋式便器への取替え</li> <li>・便器の位置や向きの変更</li> </ul>
<b>付帯工事</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水洗和式便器から水洗洋式便器の取替えに伴う給排水工事</li> <li>・便器の取替えに伴う床の工事</li> </ul>

<b>支給対象外</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・洋式便器から洋式便器への取替え（P13 参照）</li> <li>・手洗い、トイレトーパーホルダー、電気配線、便器以外の機器の取付け、天井工事</li> <li>・単に便器や手洗い器を解体、処分するもの</li> <li>・間仕切り壁等の撤去</li> <li>・非水洗和式便器（簡易水洗便器）から水洗洋式便器の場合の給排水工事</li> <li>・洋式便器の新設</li> </ul>

### 6) ユニットバス工事

ユニットバスについては、対象部分と対象外部分が混在しており、工事の全てが対象になるわけではありません。前述の住宅改修の項目 1) ～ 4) ごとに見積金額がわかる場合のみ対象です。「一式」で各項目の見積金額が確認できない場合は対象外です。また、既存の浴室を改修する場合に限ります。

支給対象例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの取付け（取付け前に本人の動作等に合わせて場所を事前に確認できる場合）</li> <li>・浴室床を滑りにくい床材への変更を目的とした浴室床部分の改修</li> <li>・脱衣所と浴室の段差解消を目的とする浴室床部分の改修</li> <li>・浴槽エプロン高が高く、浴槽も深いため、浴槽の跨ぎを低くする浴槽の取替え（改修前と改修後で段差が解消されることがわかる場合）</li> <li>・利用者の身体状況に合わせた引き戸等への取替え</li> </ul>
付帯工事
<ul style="list-style-type: none"> <li>・取付けにかかる施工費および給排水工事（対象工事部分の経費を確認できる場合のみ）</li> </ul>

支給対象外
<ul style="list-style-type: none"> <li>・天井、壁、器具の工事</li> <li>・対象工事が按分できない工事</li> </ul>

## 7) その他

上記で分類できない内容および対象工事に伴い付帯的に発生する内容をまとめます。

支給対象
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃材処分費</li> <li>・資材、廃材などの運搬費</li> <li>・現場管理費</li> <li>・解体工事費</li> </ul>

支給対象外
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気工事費</li> <li>・設計・積算費</li> <li>・植木撤去費</li> </ul>

## 4 申請における注意事項

### 【 申 請 】 住宅改修着工前

#### 1) 事前申請書

- ・申請者は被保険者の名前を記入してください。
- ・着工予定日を記入してください。
- ・住所は改修する家の住所（＝介護保険被保険者証に記載のある住所）を記入してください。介護保険被保険者証と記載の異なる住所地は住宅改修の対象外です。
- ・入院（所）中の方は原則、退院（所）後に申請していただきますが、退院（所）予定日が決まっている場合は、事前申請が可能です。退院（所）予定日を記入してください。ただし、入院（所）中に被保険者が死亡した場合は、対象外です。
- ・要介護認定申請中でも事前申請を行うことはできますが、認定結果が非該当の場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

#### <添付書類>

#### 2) 理由書（ケアマネジャー等）

- ・理由書は、住宅改修の必要性について担当のケアマネジャーもしくは各地域包括支援センター職員が記載します。
- ・理由書の記載者は、利用者の身体状況、介護状況等を詳しく記載してください。記載が不十分な場合や設置箇所の必要性が判断できない場合は、聞き取りや再提出を依頼する場合があります。

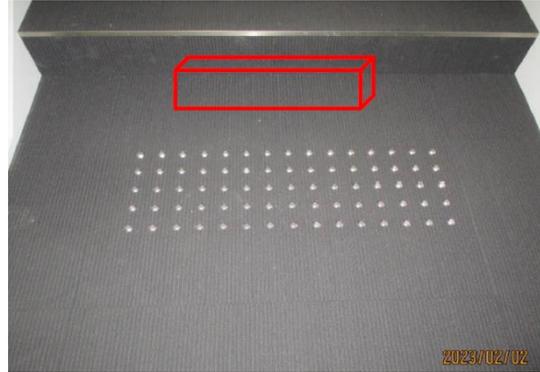
#### 3) 工事費見積書

- ・見積書は住宅改修費の対象となる費用の内訳がわかるよう、改修内容、施工費、材料費、諸経費等を適切に区分したものを提出してください。（〇〇一式は不可）
- ・住宅改修の対象外となる工事を見積書に含める場合は、給付対象工事がわかるように明記してください。

#### 4) 改修予定箇所の写真

- ・撮影日が入っているまたは撮影日が記入されているホワイトボード等が写っている改修予定箇所の写真を提出してください。
- ・手すり設置等は、設置予定箇所に赤線やマスキングテープ等で工事内容が確認できる写真を提出してください。
- ・手すりの設置や段差解消の際は、必ず該当する箇所、段差、通路が映り込むように撮影してください。写真で段差等が確認できない場合は再提出を依頼する場合があります。

#### 【写真例】



### 5) 住宅改修承諾書

・住宅改修を行う被保険者と住宅の所有者が異なる場合は当該住宅改修について、住宅所有者の承諾が必要になります。住宅の所有者が被保険者である場合は提出不要です。

### 6) 平面図

- ・改修箇所だけでなく、本人の動線にある通路や居室等がわかるように作成してください（改修箇所のみでは動線が確認できないため）。
- ・手すりは長さや取付け位置も記載してください（見積書等に記載がある場合は不要）。
- ・改修する場所に段差がある場合には段数と高さを記入してください。
- ・スロープの設置や通路の舗装等の工事を行う場合は、幅や長さがわかるように記載してください（スロープ設置等は 1.8m幅までが対象のため）。
- ・必要事項が記載されていれば手書きでも差し支えありません。

### 【着工後申請】 住宅改修着工後・工事費支払い後

#### 1) 支給申請書

- ・申請者は原則、被保険者の名前を記入してください。ただし、申請時に被保険者が死亡している場合は、申請者は法定相続人の名前を記入してください。この場合、振り込み先も原則、申請者の口座とします。
- ・着工日、完成日を必ず記入してください。
- ・改修金額は、事前申請時の金額を記入してください。ただし、内容に変更があった場合や材料に変更があった場合は変更後の金額を記載してください。
- ・口座振り込み依頼欄の記載は、誤りがないようにご注意ください。誤りがある場合、振り込み日が遅れる可能性があります。

#### 2) 領収書

・領収書は原本の提出をお願いします。ただし、原本の確認ができれば写しでも可能ですので、申請の

際、窓口で必ず領収書の原本をご提示ください。

- ・宛名は申請者を記入してください。領収時点で申請者が死亡している場合は、法定相続人とします。
- ・領収書の日付は事前承認後の日付でなければなりません。
- ・金額は工事の総工費を記入してください。
- ・但し書きには介護保険の住宅改修であることを明記してください。
- ・税抜5万円以上の領収書には収入印紙を貼り付けてください。

### 3) 改修後の写真

- ・撮影日が入っているまたは撮影日が記入されているホワイトボード等が写っている改修箇所の写真を提出してください。
- ・できる限り、事前申請で撮影した写真と同じ角度から撮影した写真を提出してください。
- ・スロープや踏み台など、固定が必要な改修の場合は固定部分の写真を提出してください。内部固定の場合は施工過程の内部処理が確認できる写真を提出してください。
- ・跳ね上げ式手すりの場合は跳ね上げ状態の写真を提出してください。

### 4) 委任状

- ・振込先が申請者と異なる場合は委任状が必要になります（被保険者が死亡している場合は不要です）。

### 5) 請求書・明細書（着工後に材料の変更等により金額が変更になった場合）

- ・着工後に材料の変更等により金額が変更になった場合は、変更した工事費の内訳がわかるもの（明細書または請求書）が必要になります。

## 【変更申請】 事前申請承認後、工事内容に大幅な変更がある場合

事前申請承認後に工事内容に大幅な変更（取付け箇所の変更や工事内容の変更等）が生じる場合は、着工する前に必ず高齢福祉課への確認をお願いします。

## 【その他】

### 1) 被保険者等が自ら住宅改修を行った場合

被保険者または家族等が住宅改修を行う場合は、材料の購入費が対象となります。この場合の見積書は、材料費の内訳がわかるものを提出してください。また、支給申請の領収書は、購入された業者等より発行された領収書を提出してください。

### 2) 改修予定の住宅に複数の被保険者がいる場合について

一つの住宅に対し、同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合は、範囲が重複しないように申請していただく必要があります。例えば、被保険者が二人いる場合に、共用の居室や浴槽等の床材の変更等を行う場合は、いずれか一方のみがその箇所の申請を行うことになります。

## **5 住宅改修 Q&A**

### **1) 手すりの取付け**

Q1 手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型もあるが対象となるか。

**A1** 対象となります。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要です。

Q2 両側に手すりを取り付けることは対象となるか。

**A2** 原則、片側のみを対象としていますが、両側に取り付ける理由（麻痺がある・片側の腕に力が入らない等）がある場合に個別に判断しますので、理由書に必要な理由を記載してください。単に本人の希望などは対象外です。

Q3 老朽化による手すりの取替えは対象となるか。

**A3** 老朽化による手すりの取替えは対象外です。

Q4 身体状況の変化による手すりの付替えや設置箇所の変更は対象となるか。

**A4** 身体状況の変化による付替えや移設は対象となります。身体状況の変化について理由書に記載してください。

Q5 跳ね上げ式や着脱式の手すりは対象となるか。

**A5** 跳ね上げ式、着脱式手すりについては、利用者の身体状況や日常生活の動線、家屋構造等を勘案し、個別に判断しますので、必要な理由を理由書に記載してください。支給申請の際には、跳ね上げ式手すりの場合は、跳ね上げ途中の状態の写真を、着脱式手すりの場合は住宅に固定されていることが確認できる写真が必要です。

Q6 家具や下駄箱等の固定されていない家具への手すりの取付けは対象となるか。

**A6** 対象外です。ただし、家具や下駄箱等が固定されている場合の取付けは対象となります。この場合は、固定されていることがわかるよう事前申請時に固定された箇所の写真が必要です。

Q7 転落防止の恐れがある箇所に柵の代わりとして手すりを取り付けることは対象となるか。

**A7** 手すりの目的は、転倒予防もしくは移動または移乗動作に役立てることであり、柵の機能を期待して取り付ける場合は対象外です。

Q8 玄関と勝手口の両方に手すりを取り付けることは対象となるか。

**A8** 原則、一か所のみを対象としていますが、日常生活動作で必要な場合は玄関と勝手口の使い分けの必要性や利用頻度（例『週に5回』など）を記載してください。

Q9 階段に手すりを取り付けることは対象となるか。

**A9** 階段への手すりの取付けは対象となりますが、1階で日常生活動作ができるよう検討した上で次の項目について理由書に記載してください。単に本人希望のみでは対象外です。

- ①2階に上がる目的
- ②2階に上がる頻度
- ③段差昇降能力の確認の有無
- ④転倒歴・転倒頻度
- ⑤リスク管理能力（認知機能面）
- ⑥生活状況

Q10 母屋と隠居にトイレがある場合等、2か所に手すりを取り付けることは対象となるか。

**A10** 対象となりますが、使い分けの必要性を理由書に記載してください。

Q11 便器を囲んで据え置く手すりのうち、ねじ止め等の工事で床に固定するものは対象となるか。

**A11** 対象となります。

## 2) 段差の解消

Q1 居室から屋外に移動するため、掃き出し窓にスロープを設置する工事は対象となるか。

**A1** 日常生活の動線上掃き出し窓からの出入りが必要である場合は段差の解消として対象となります。

Q2 踏み台やスロープを接着剤で固定することは対象となるか。

**A2** 接着剤での固定は原則、対象外です。ねじや金具で固定されているものが対象になります。支給申請時に固定されていることがわかる写真を提出してください。

Q3 階段の各段差の高さは変えずに、平面部分や踏み面を拡張して転落防止や車いすでの移動を安全なものにするための改修は対象となるか。

**A3** 原則、拡張に該当する改修は対象外です。

Q4 階段の段数を増やして一段あたりの高さを低くすることは対象となるか。

**A4** 段差の解消に含まれるため対象となります。

Q5 昇降機、リフト、段差解消機等の設置は対象となるか。

**A5** 昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は対象外です。なお、リフトについては、移動式、固定式または据え置き式のもの、移動用リフトとして

福祉用具貸与の対象となります。

Q6 転落防止等のためにテラスやウッドデッキを作成することは対象となるか。

**A6** 介護保険の住宅改修は資産形成につながらない小規模な改修を目的とするため、テラスやウッドデッキの作成は対象外です。

Q7 通路の傾斜がきついため緩やかな傾斜のスロープに改修する工事は対象となるか。

**A7** 日常生活の動線上であれば、対象となります。

Q8 敷居を撤去する工事を行う場合に、扉に隙間ができるが、扉の交換は対象となるか。

**A8** 敷居撤去に伴い、扉を交換する工事は対象外です。ただし、扉の隙間を解消するために、扉に木材等を付け足す場合は対象となります。

### 3) 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

Q1 滑り防止を図るための床材の表面加工（溝をつけるなど）は対象となるか。また、階段にノンスリップや滑り止めを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は対象となるか。

**A1** いずれも固定されており、安全性が確認できれば、床材の変更として対象となります。なお、ノンスリップが突き出ている、滑りが悪すぎる場合、つまづいて転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要です。

Q2 通路面の材料を変更する際に、どのような材料であれば対象となるか。

**A2** コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装など、安全に移動ができるよう整備されていれば対象となります。

Q3 老朽化や腐食、車いす等の通行により痛んだ廊下等の床材を取り替えることは対象となるか。

**A3** 老朽化や摩耗、消耗を理由とする工事は対象外です。

Q4 現在のフローリングが滑りやすいため、滑りにくいフローリングに変更することは対象となるか。

**A4** 身体状況等を考慮し、必要と認められる場合は対象となります。しかし、材質が変わらず滑りやすい状態が改善されない、単なる老朽化の場合は対象外です。必要に応じて現地訪問やカタログの提出等を求める場合があります。

Q5 通路幅が狭く、歩行や車いすの移動の安定を図るため、廊下床部分（縁側など）を拡張、増床することは対象となるか。

**A5** 拡張、増築、増床は対象外です。

#### 4) 引き戸等への扉の取替え

Q1 扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は対象となるか。

**A1** 扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態に合わせてドアの機能が変われば対象となります。具体的には右開きの戸を左開きに変更する工事（反対も可）、ドアノブをレバー式把手等に変更する工事、戸車を設置する工事等が考えられます。

Q2 既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替えることは対象となるか。

**A2** 既存の引き戸が重く開閉が容易でない理由があれば対象となりますが、老朽化による取替えは対象外です。

Q3 物入れや押し入れなどの扉を交換する工事は対象となるか。

**A3** 布団の出し入れなど常時使用する場合のみ対象となります。

Q4 車いす等で扉を開閉するのが困難なため、通行を容易にするため既存の扉を撤去する工事は対象となるか。

**A4** 対象となります。ただし、理由書に扉の開閉が困難な理由を記載して下さい。単に扉が不要という理由や老朽化による撤去では支給対象外です。

#### 5) 洋式便器等への便器の取替え

Q1 リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのが困難な場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くする以下の工事は便器の取替えとして対象となるか。

①洋式便器をかさ上げる工事

②便座の高さが高い（低い）洋式便器に取り替える場合

③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合

**A1** ①対象となります。

②既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば対象外ですが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして対象になる場合があります。

③住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の対象となるため対象外です。

Q2 和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは対象となるか。

**A2** 洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては対象となります。ただし、洗浄機能付きの付加を目的とした工事は対象外です。

Q3 和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは対象となるか。

**A3** 腰掛け便座として特定福祉用具購入の対象となります。

Q4 屋外に和式便器があるが、屋内に新たに洋式便器を設置することは対象となるか。

**A4** 既存の和式便器をそのままにし、新たに洋式便器を設置する場合は新設とみなし対象外です。ただし、既存の便器を取り壊す、もしくは利用できなくなった場合のみ取替えとみなし対象とします。この場合、給排水工事および解体費は対象外となり、便器代および、取付け費用のみ対象となります。

## 6) ユニットバスの設置

Q1 既存の浴室が古くなった場合、ユニットバスに交換することは対象となるか。

**A1** 単に古くなったから交換するといった理由では対象外です。対象者が自立して入浴または介助負担の軽減となるよう、浴室床のバリアフリーや浴槽エプロン高や浴槽の深さを低くする浴槽の取り替えを行う場合「段差の解消」として対象となります。

Q2 母屋（隠居）に浴室があるが隠居（母屋）にユニットバスを設置することは対象となるか。

**A2** 新設とみなすため、対象外です。

Q3 浴室と浴槽の段差解消を目的とした浴槽の交換は対象となるが、付属品（シャワー、シャワー金具、蛇口等）についても対象となるか。

**A3** 浴槽の交換については対象となりますが、付属品は対象外です。

Q4 ユニットバスに交換する際に、壁や天井の工事は対象となるか。

**A4** 壁や天井は対象外です。